



障 害 者 週 間

互いに認め、助け合う社会に
12月3日から9日は「障害者週間」



あなたの周囲には、障害のある人はいますか。障害のある人の多くは社会の中でいくつもの困難を抱えています。12月3日から9日は「障害者週間」。すべての人が快適に生活できる社会を実現するため障害のこと、障害のあることについて考えてみませんか。

神奈川県内にある障害福祉関係の事業所では、この障害者週間にあわせて、障害者の社会参加の必要性や互いを認め合い、助け合う社会をアピールするために、各地域で様々な行事を開催しています。

【神奈川県障害者地域作業所連絡協議会ホームページアドレス】
<http://www.syousakuren.jp/>

障害のあるすべての人に社会参加の機会を

我が国では、障害のある人の尊厳と権利を保障する「障害者基本法」が定められています。これにより、社会を構成するすべての人々は、障害のある人の自立と社会参加の支援に努めるよう定められています。

平成16年6月、この法律が改正され、基本的な理念として障害者に対する、障害を理由とした差別を禁止する旨が規定されました。

また、これまでの「障害者の日」（12月9日）が「障害者週間」（12月3日から12月9日まで）に拡大されました。この週間には、「障害者週間の集い」をはじめとして、さまざまな行事が全国で開催されます。

これをきっかけに、障害についての理解を深め、障害と社会について考えてみてはいかがでしょうか。

障害者基本法の基本的理念

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」

◆障害はだれにも生じ得るもの

この社会には、体の機能や精神などに障害のある人が、たくさん暮らしています。障害のある、ないに関わらず、自分自身の可能性を發揮し、社会参加をしたいという気持ちは、だれでも同じです。しかし、現実の社会では障害のある人は、多くの場面で困難を抱えていたり、我慢を強いられたりすることが少なくありません。

障害のない人にとって、障害は「自分には関係のないこと」かもしれません。しかし、いま障害のない人であっても、将来、病気や怪我などにより、障害が生じることがあり得るのです。そのとき、あなたを理解し、サポートしてくれるのは、同じように障害のある人や障害のことを理解しようとする人たちなのです。

◆等しく快適な社会であるために

障害のある人の多くは、自分自身の障害についてしっかりと理解をし、独立した生活を営んでいます。その一方で、障害のある人が実際に街中を移動したり、人とコミュニケーションをとったりする場面で多くの不便があるのも事実です。

しかし、障害のある人は、能力が低いわけではありません。その不便になっている原因を取り除くことで、学校や職場などのさまざまな場面で、その人の能力は、十分に發揮することができるのです。

そのためには、例えば、障害のある人でも使いやすい施設や商品・サービスづくりをしていくことが大切です。

また、周囲の人のサポートも欠かせません。目の前で困っている人がいたら、あなたは どうしますか。社会を構成する全員が、協力して快適に生活するためには、互いに支え合うことが大切なのです。

◆大切なのは思いやりのこころ

障害と一言で言っても、その種類や程度はさまざま。不便に思うことや困っていることも、人によって異なります。

身体の障害にも、肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害があり、そのほか知的な障害や精神の障害もあります。また、見ただけでは障害のない人とまったく変わらない人もいます。内臓に障害がありペースメーカーなどをつけている人の場合、街中でそのことを周囲に伝えるのは、とても難しいことなのです。電車の優先席に若い人が座っていたとき、あなたはその人をどう思うのでしょうか。もしかしたらその人は、体になんらかの障害を抱える人かもしれません。

障害のある人に接するとき、あなたはどのように接していますか。自分自身の「障害のある人」に対する思い込みで接してしまっていないでしょうか。もしかしたら、あなたが親切心から行ったことが、相手の心を傷つけてしまうこともあるかもしれません。こうしたとき、大切なのは、まず相手の立場に立って考えることです。困っている人がいたら、どのようなサポートが必要かを聞くこと。そして、相手が望むことを具体的に実行することが大切です。

